

**社会福祉法人高柳福祉会
役員及び評議員の報酬等に関する規程**

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人高柳福祉会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事、評議員選任・解任委員をいう。
- (2) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の法人と痛く関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつてその名称の如何を問わない。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であつて、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員の報酬は無報酬とする。

(報酬等の額の決定)

第4条 理事・監事及び評議員が評議員会等に出席したときは次により実費弁償費を支払うことができる。

	費用弁償	
	4時間以内	4時間以上
評議員会	3,500円	7,000円
理事会	3,500円	7,000円
評議委員選任・解任委員会	3,500円	7,000円

2 役員及び評議員が法人業務のために出張する場合ハ旅費等を支給することができる。

旅費・宿泊費	日当（1日につき）
実費	7,000円

3 前項の他、役員及び評議員が法人及び施設業務・職務遂行にあたった場合は実費弁償費を支払うことができる。

1日につき	7,000円
-------	--------

(兼務役員)

第5条 施設職員を兼務する役員は施設の職員として業務を除く法人の職務に限り、この規定を適用する。

(費用の支払い方法)

第6条 費用は通貨を持って本人に支払うものとする。

(費用の支払い日)

第7条 役員及び評議員の費用は必要な都度、支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補足)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成30年6月 日(評議員会の議決日)から施行する。